

～～ 新規市場開拓のため営業力の強化に取り組む中小企業を支援します ～～

公募期間

令和5年12月28日（木） 必着

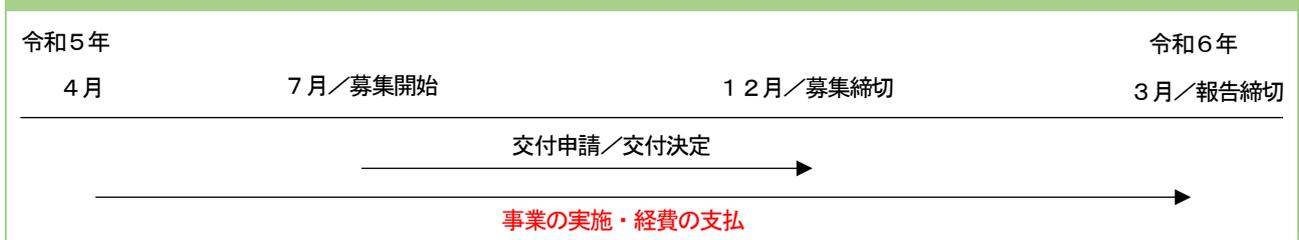
※先着順となります。

補助の概要

補助対象事業	新たな市場への参入等を目的とした営業力を強化する事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 展示会出展費（販売を主とする展示会出展を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小間借上費、小間装飾費、旅費交通費、通訳費、翻訳費 等 ■ 商談会開催費及び出展費（販売を主とする商談会出展を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料、旅費交通費、通訳費、翻訳費 等 ■ ECサイト費 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等作成費、委託費、登録料 等 ■ プロモーション費 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等作成費、広告等印刷製本費、宣伝広告費、顧客管理ソフト導入費、サンプル・ノベルティ等作成費 等 ■ 営業人材確保費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業人材（副業・兼業人材含む）確保のための紹介料、媒体掲載費 等 ■ 専門家活用費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業力強化のための専門家及びコンサル等活用費、外注費（営業代行費用、営業活動外部委託料）、市場調査費 等 <p>※ <u>詳細については、「経費に関する注意事項」をご覧ください。</u></p>
補助対象者	<p>中小企業基本法で定める中小企業者及び各種組合等</p> <p>※ 市税に未納のある方、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外</p> <p>※ みなし大企業の定義は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
補助対象期間	令和5年4月1日から令和6年2月29日まで
補助率	補助対象経費の3分の2以内（千円未満切捨て）
補助金限度額	<p>100万円</p> <p>※ 同一年度内におけるご申請は、1事業者当たり1回までです。</p>

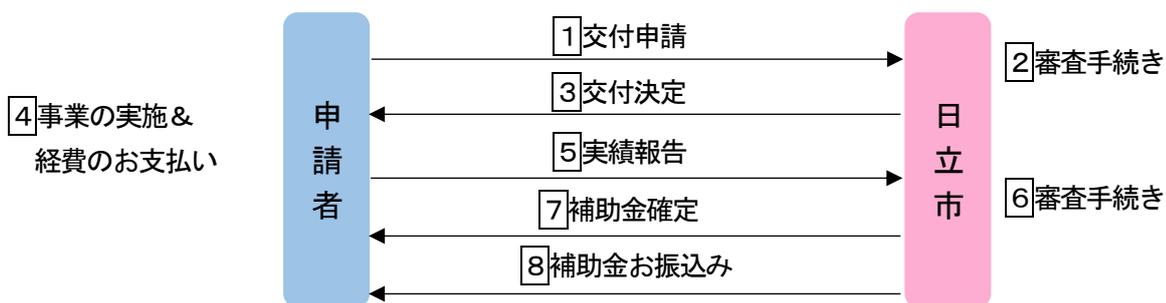
— 令和5年度 日立市中小企業営業力強化支援事業補助金 募集要領 —

対象となる期間及び経費



補助事業の流れ

①事業実施前に申請する場合



②事業実施後に申請する場合



申請に必要な書類

事業実施前に申請する場合	事業実施後に申請する場合
<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付申請書（様式第1号） ■ 事業計画書（様式第2号） ■ 補助事業の金額及び内容が確認できる資料等 <p>※ 事業完了後に実績報告書を提出していただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付申請書（様式第1号） ■ 事業報告書（様式第3号） ■ 補助事業に要した経費を支払ったことが証明できる資料（領収書等）及び内容が確認できる資料等

申請に関する注意事項

- 1 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）との重複はできません。
- 2 補助対象期間内に支払った経費のみが対象となります。
- 3 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。
- 5 中小企業者の定義の詳細につきましては、以下中小企業庁のHPリンクからご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

経費に関する注意事項

1 全般的な注意事項

- (1) 事業期間完了後に支払った経費は対象となりません。
- (2) 販売を主とする展示会、商談会とは、デパート等の催事場での物産スタイルでの催し等のことを指します。

2 旅費交通費に係る注意事項

- (1) 航空券代の対象経費は、運賃（エコノミークラスに限る。）、燃料サーチャージ、国内空港施設料、航空保安サービス料、海外空港税等とします。
- (2) 鉄道賃の対象経費は、乗車賃と特急料金（指定料金を含み、グリーン料金は含まない。）とし、回数券等は対象になりません。
- (3) 船賃の対象経費は、普通運賃とし、回数券等は対象になりません。
- (4) バス代の対象経費は、普通運賃とし、回数券等は対象になりません。
- (5) タクシー代及び社用車に係るガソリン代、日当は対象になりません。
- (6) 行程に他の目的が含まれる場合には、補助事業に係る部分のみが対象となります。

3 ECサイト費用及びプロモーション費用に係る注意事項

- (1) ホームページ作成費は、製作を外部に依頼したものを対象とし、自社の従業員等が作成した場合における人件費等は対象になりません。
- (2) 印刷製本費の対象経費は、パンフレットやチラシ等の印刷に係る経費とします。

4 サンプル・ノベルティ等作成費に係る注意事項

- (1) 試作品の開発やサンプル品の試作に係る経費を対象とし、既存製品や技術の生産改善、販売品の生産を目的とするものは対象となりません。
- (2) 事業期間内に展示会や商談会等で使用するサンプル・ノベルティ等の作成費が対象となります。

補助対象となる各種組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生協同組合、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工協同組合、森林組合等

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 工業振興係 担当：中村、高岡

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話：0294-22-3111（内線471）

IP：050-5528-5104

Eメール：shoko2@city.hitachi.lg.jp

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/004/001/p116412.html>

